

令和6年度第2回子ども・子育て会議

資料1 付属資料

第1章 計画策定にあたって

1 計画の策定の目的

計画策定の背景として、国内の状況について次のように触れています。

- ・少子高齢化の進行
- ・若年層の非正規雇用の増加
- ・育児とキャリアの両立が困難
- ・核家族化、地域のつながり希薄化による子育て世帯の孤立
- ・「こども基本法」施行や「こども家庭庁」発足、「こども大綱」の閣議決定

これらを踏まえ、前期計画の計画期間満了に伴う新たな計画を、「第3期子ども・子育て支援事業計画」としてではなく、「(仮称)第1期犬山市こども計画」として策定することとし、犬山の未来を担うこどもたちの健やかな育ちへの支援ができる環境整備を目指します。

2 本計画の根拠法、位置づけ ～ 6 計画の策定手法と体制

第1回会議でも使用した資料を中心に、こども基本法やこども大綱の内容に触れ、主に次のような点について示しています。

- ・こども基本法第10条を根拠として、計画を策定する
- ・こども大綱に含まれる既存3大綱に加え、こども施策関連の計画を一体的に作成する
- ・計画の対象である「こども・若者」について「すべてのこども、若者、妊婦及びその家族」とする
- ・計画期間を「令和7年度から令和11年度まで」の5年間とする
- ・計画策定にあたり、令和5年度に実施した子ども・子育てに関するアンケート、ヤングケアラー調査、タウンミーティングなどの結果を参考とする
- ・計画案を「犬山市子ども・子育て会議」に諮り、審議・検討し策定する

こども大綱や関連計画を勘案し、一体化して策定

「こども大綱」に含まれる既存3大綱

- (1) 少子化社会対策基本法に基づく「少子化社会対策大綱」
- (2) 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」
- (3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」



子ども・子育て支援事業計画

子どもの貧困対策推進計画

ひとり親家庭等自立促進計画

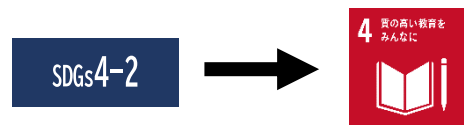
第 1 章 計画策定にあたって

7 SDG s との関連について

平成 27 年に採択された「持続可能な開発目標」についての記載となります。

前期計画では、実施する施策ごとに「関連する SDGs の項目番号（SDGs4-2 等）」を設定していました。

今回の計画では、項目番号による表現ではなく、カラフルな SDG s のマークを使用した視覚的な表現へと変更しました。



【参考】第 2 期犬山市子ども・子育て支援事業計画 掲載内容

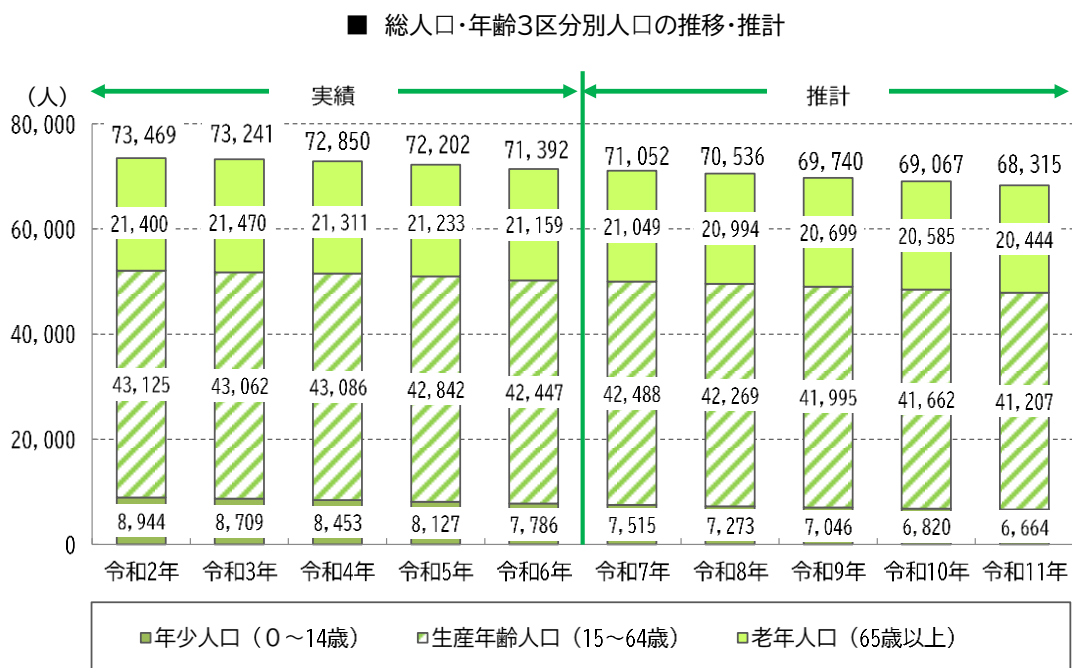
グローバル目標	ターゲット			第 2 期犬山市子ども・子育て支援事業計画（施策名）具体的な取り組み
「貧困をなくそう」 世界中のあらゆる形の貧困を終わらせる	1.2	貧困状態にある人の割合を半減させる	2030 年までに各国定義によるあらゆる次元の 貧困状態 にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの 割合を半減 させる	5-2-①ひとり親家庭への自立支援に関する事業
				5-2-②子育てと生活支援
				5-2-③ひとり親家庭の就業支援
				5-3-①生活困窮者の自立支援に関する相談事業
				5-3-③学習支援の充実
	1.3	貧困層・脆弱層の人々を保護する	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030 年までに 貧困層及び脆弱層に対し十分な保護 を達成する	2-1-(12)実費徴収による補足給付事業
「すべての人に健康と福祉を」	3.1	妊産婦の死亡率を削減する	2030 年までに、 世界の妊産婦の死亡率 を出生 10 万人当たり 70 人未満に 削減 する	5-2-②子育てと生活支援
				5-2-④経済的な支援
				5-3-②経済的な支援
				2-1-(1)妊婦健診事業
				3-2-②子育て世代包括支援センター
				3-2-⑧マイ保育園事業

第2章 犬山市の子ども・子育てを取り巻く現状

1 データからみる本市の現状

人口や世帯数などの実績や推計について、統計調査の結果や、市の担当課が持つデータを基に作成したグラフで示しています。

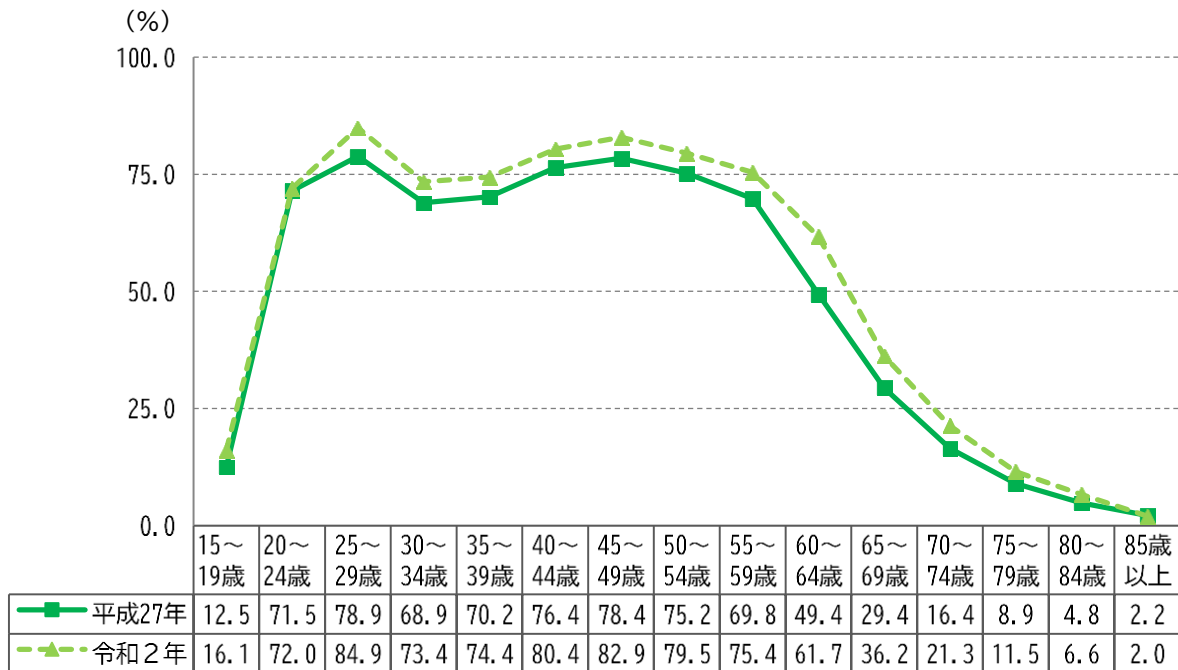
その推移や特徴的な点から、当市の現状を紹介しています。



資料：令和2年～令和6年 住民基本台帳（各年9月30日時点）

第2章 犬山市の子ども・子育てを取り巻く現状

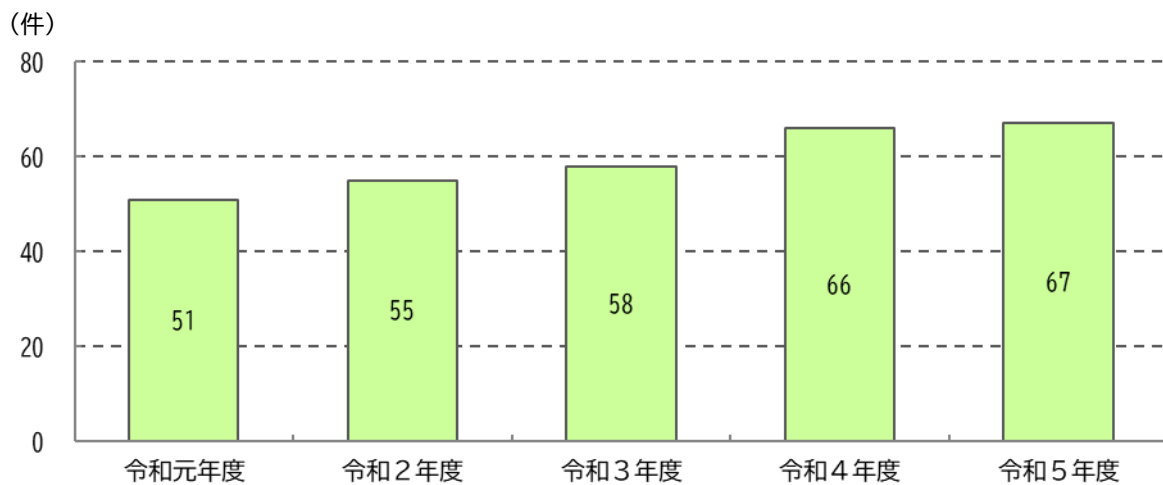
■ 女性の年齢別労働力率の推移（経年比較）



資料：国勢調査

※労働力率：就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合のこと。完全失業者とは、働く能力と意思を持ち、しかも本人が現に求職活動をしているにも関わらず、就業の機会が社会的に与えられていない者を指す

■ 児童虐待相談件数の推移



資料：子育て支援課

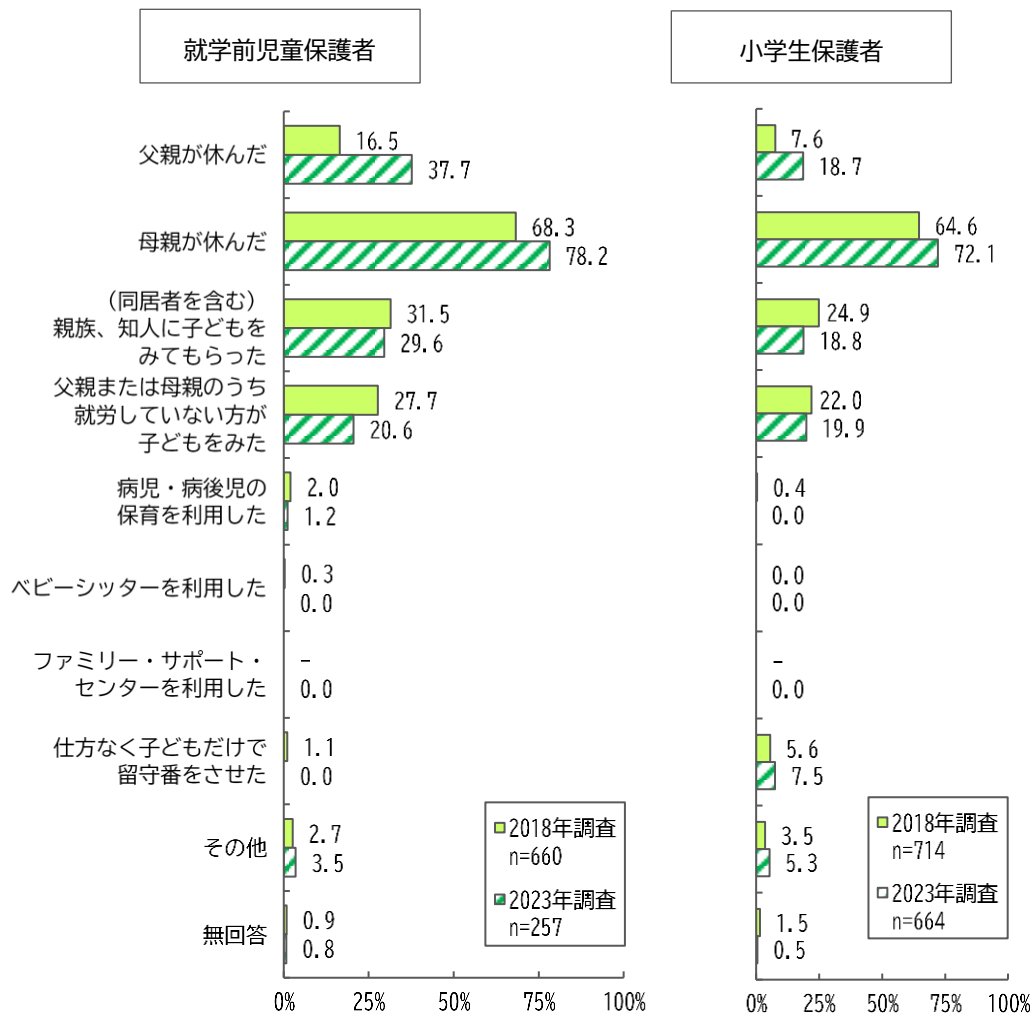
第2章 犬山市の子ども・子育てを取り巻く現状

2 子ども子育てに関するアンケート調査結果の概要

令和5年度に実施した「犬山市子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査」の結果をグラフで示しています。

結果からみた現状と課題について紹介しています。

■ この1年間の対処方法(経年比較)

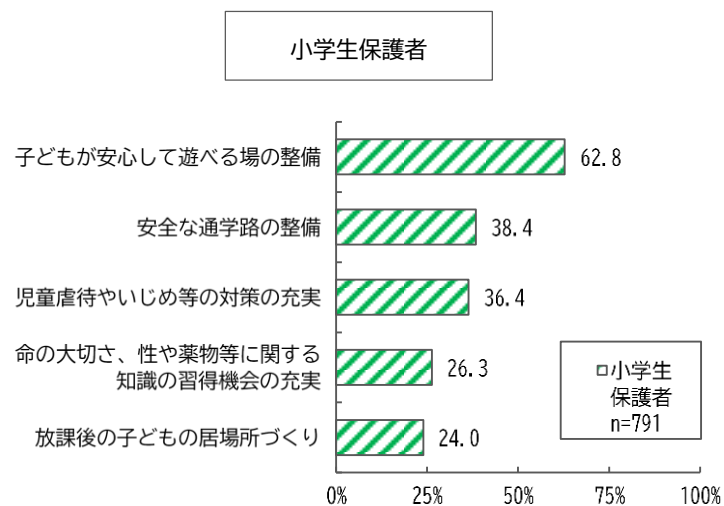
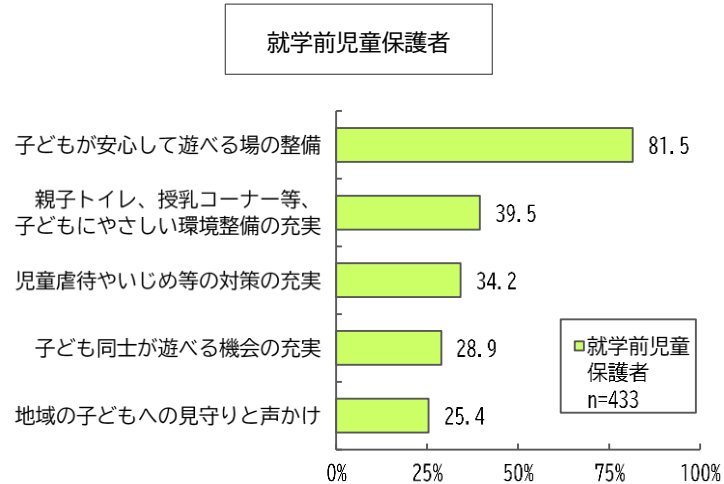


※「病児・病後児の保育を利用した」は2018年調査の「病児のためのサービスを利用した」と「病後児のためのサービスを利用した」をあわせた数値

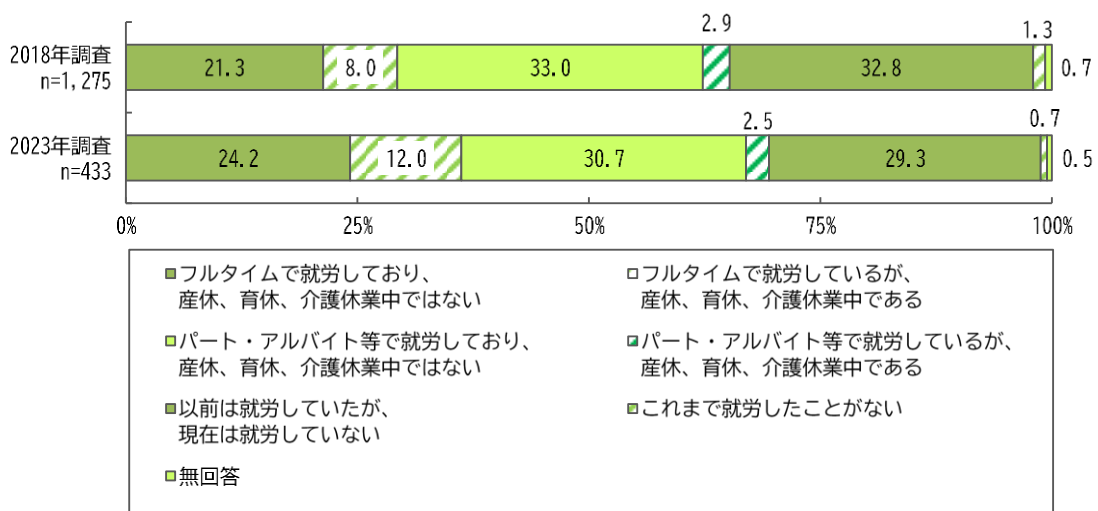
※「ファミリー・サポート・センター」は2018年調査には、選択肢がありません

第2章 犬山市の子ども・子育てを取り巻く現状

■ 今後、犬山市を子育てしやすいまちにいくために、市に望む取り組み【上位5つ】



■ 就学前児童保護者 母親の就労状況(経年比較)



第2章 犬山市の子ども・子育てを取り巻く現状

3 現状・課題のまとめと今後の方向性

現状と課題に対し、市として取り組む方向性について、次のとおりまとめています。

子育ての環境や支援に対する満足度では、「高い」＋「やや高い」＋「ふつう」の回答が7割強という結果となる。※前回調査（2018年）と比較すると維持

子育てしやすいまちにしていくために市に望む取り組みでは、「子どもが安心して遊べる場の整備」が最も高い項目となる。

引き続き「子育てしやすいまち」の整備に努める。

今後の方向性①

子育てしやすいまちづくり

犬山市の女性の就業率は上昇傾向となっている。

※前回調査（2018年）と比較して4%ほど上昇

また、子が病気やケガで幼稚園・小学校等を利用できなかった場合の対処法では、「母親が休んだ」割合が最も高く、その割合も上昇している。

子育て当事者の環境も変化していく中で、多様化するニーズに即した事業に見直しを進めるなど、ライフステージに応じたきめ細かな支援を目指す。

今後の方向性②

ライフステージに応じた質の高いサービスの提供

児童虐待相談件数や、児童発達支援事業の利用者は増加傾向が続いている。

ヤングケアラーやこどもの貧困対策についても対応していく必要がある。

関係機関や地域が連携し、ライフステージに応じた総合的な支援を実施できるよう取り組む。

今後の方向性③

すべての子ども・若者へのきめ細やかな支援体制の整備

第3章 計画の基本理念

1 計画の基本理念

第2期犬山市子ども・子育て支援事業計画の基本理念

「地域の“わ”で育もう こどもの笑顔 家庭の幸せ」

こども大綱

全てのこども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」

これらを踏まえたキャッチフレーズとして、以下のような案を検討中

- ・「地域で手を取り やさしさめぐり 笑顔見守る」
- ・「しあわせ育む みんなのおもいやり」
- ・「みんなで見守る やさしくげんきな 犬山の笑顔」
- ・「こどもの気持ち どまんなか」

決定したキャッチフレーズは、こども計画のサブタイトルとして表紙に示す予定です。

2 基本的な視点・目指す姿

3つの基本的な視点として、次のとおり示しています。

- ・「こども・若者の今とこれからを守る視点」
- ・「すべてのこども・若者を育む視点」
- ・「地域や社会全体でこども・若者、子育て当事者を支える視点」

このほか、こども基本法ではこども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられています。

この点から、こども・若者から、今後のこども施策への意見を聴く機会として定期的なアンケートの実施を検討するといった方向性を示すため、

- ・「こども・若者からの視点」

といった内容を追加することを検討しています。

第 3 章 計画の基本理念

3 施策の体系

次のとおり 5 つの基本目標を掲げています

基本目標 1 ライフステージを通した施策の推進

基本目標 2 子育て当事者への支援

基本目標 3 質の高い幼児教育・保育の提供

基本目標 4 子育てと仕事が両立できる環境整備

基本目標 5 配慮を必要とする子どもや家庭への支援

第 2 期犬山市子ども・子育て支援事業計画からの大きな変更点として、こども大綱を象徴する「ライフステージを通した施策の推進」を新設し、基本目標の初めに定めています。

第4章 施策の展開

基本目標1 ライフステージを通じた施策の推進

具体的な取り組み②

こども家庭センター

担当：子育て支援課

子どもの最も身近な場所である市において、専門的な知識を有する職員を配置する「こども家庭センター（子ども支援の専門的な体制）」を開設し、地域のすべての子どもとその家庭、妊産婦等の相談に対応するほか、個々のニーズや家庭の状況等に応じて必要なサービスや地域のリソースを有機的につなぎ、最善の方法で課題解決が図れるよう総合的な支援を行います。

今後の方向性

- ・市民に分かりやすく、ワンストップで相談対応できる窓口の設置
- ・児童相談センターや要保護児童対策協議会などとの連携

維持

具体的な取り組み②

ヤングケアラーへの支援

担当：子育て支援課

ヤングケアラーの早期発見や、その世帯が抱える課題に合った支援を行うことを目的とした事業を行います。

今後の方向性

- ・ヤングケアラーに関する理解を求めるとともに、ヤングケアラー自身への自覚を促すための周知活動に取り組みます。
- ・ヤングケアラーに関する相談を受けるための窓口を設けます。

新規

第4章 施策の展開

基本目標2 子ども・子育て当事者への支援

具体的な取り組み①

多子・多胎児への支援

担当：子育て支援課

少子化対策の一環として、多子世帯・多胎世帯に対し、妊娠期から中学校を卒業するまでの期間について継続的に子育てを支援するため、様々な支援を実施しています。

- ・家事援助等ヘルパーの派遣
- ・育児用品宅配
- ・保育料の無料化
- ・給食費の無料化
- ・放課後児童クラブ利用手数料の無料化 ほか。

今後の方向性

- ・ライフステージに合わせた様々な支援メニューを継続して実施します
- ・子育てに係る負担を軽減し、第3子以降の出産を応援します

維持

具体的な取り組み⑤

屋内型キッズスペースの整備

担当：子育て支援課

気候の変動により、子どもたちが屋外で遊ぶことができない日が増加し、「全天候型の子どもの遊び場」のニーズが高まっています。天候に左右されない遊び場を提供することで、子どもの健やかな成長を図ります。また、安全な遊び場の提供により、保護者が安心して子育てを行えるよう支援します。

今後の方向性

- ・令和8年度早期の供用開始を目指し、整備を進めます

新規

第4章 施策の展開

基本目標3 質の高い幼児教育・保育の提供

具体的な取り組み⑥

乳児等通園支援事業（旧名称：（仮称）誰でも通園制度）

担当：子ども未来課

全てのこどもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境整備することを目的として、就労要件を問わず、全ての子育て家庭に対して、月一定時間までの利用可能な中で、柔軟に保育施設を利用できる新たな通園給付します。

※利用対象児童：0歳6ヶ月から満3歳未満

現行制度での保育園入園にあたっては、就労要件として一定時間以上の就労時間が必要となる

今後の方向性

【国を含めた動き】

- ・令和6年度 制度の本格実施を見据えた試行的事業として、一部の自治体で事業実施（給付時間数：月10時間を上限）
- ・令和7年度 法律の地域子ども・子育て支援事業の1つとして位置づけ
- ・令和8年度 実質的な稼働 全自治体で実施（ただし、経過措置あり）

新規

【市町村における動き】

- ・全体としての提供量の確保と施設整備、給付化の施行

基本目標4 子どもと仕事が両立できる環境整備

具体的な取り組み①

企業への育児期間における就業環境整備の働きかけ

担当：産業課

企業を対象に、育児休業明けの短時間勤務制度や、「パパ・ママ育休プラス」などの制度や、ワークシェアリングなど、多様な働き方についての情報提供を進めます。

今後の方向性

- ・労働環境を整える施策を実施する企業への情報提供

維持

第 4 章 施策の展開

基本目標 5 配慮を必要とする子どもや家庭への支援

具体的な取り組み⑥

こどもの生活・学習支援

担当：子育て支援課

ひとり親家庭や貧困等の困難を抱える子どもに対し、放課後を安心して過ごすことのできる居場所を提供し、生活習慣の形成や学習機会の場として支援します。

今後の方向性

- ・外国籍や貧困等の困難を抱える世帯の多い、楽田地区に位置する楽田児童センターの 2 階を利用し、事業を開始します
- ・ひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業）として実施し、補助を活用します

新規

第5章 量の見込みと確保方策

1 量の見込みと確保の内容の設定にあたって

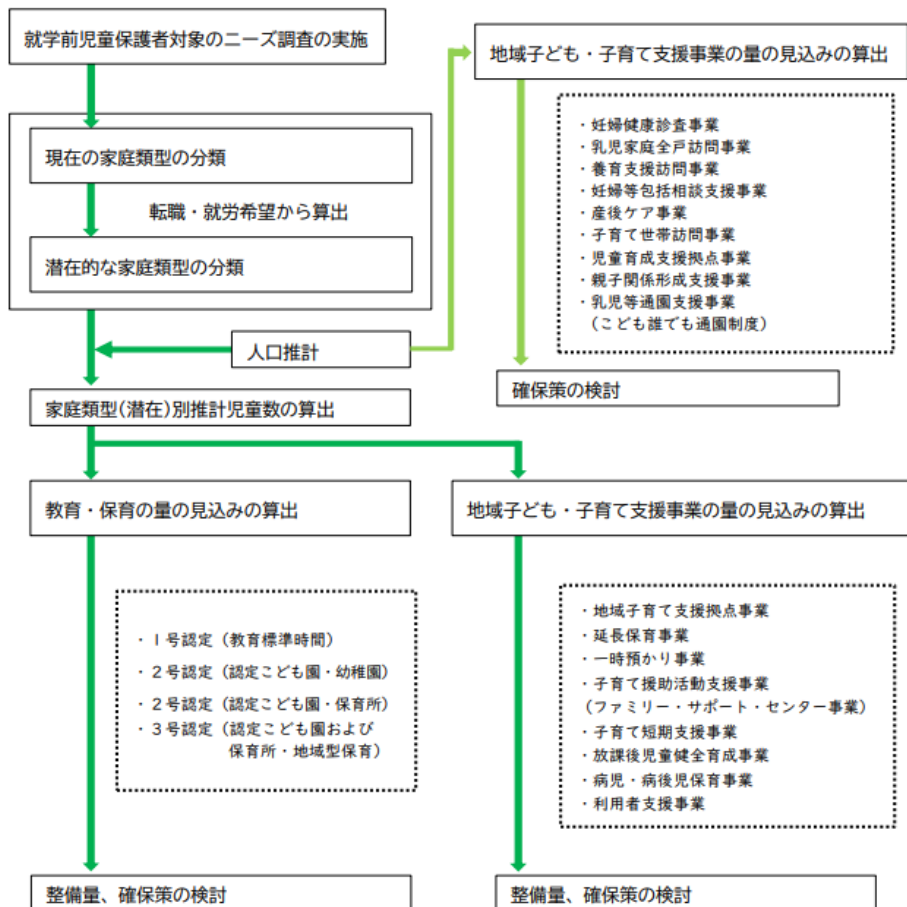
ここでは、子ども・子育て支援法に基づいて行う事業について、令和5年度に実施した「犬山市子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査」の結果から、どれほどのニーズ（利用者数や施設数など）を推計する量の見込みと、ニーズをどのように満たしていくかという確保方策について示す箇所となります。

見込み量の算定には、国が公開する手引きに基づいて行うことを基本としています。

今回、新たな手引きの公開が遅れたために作業が間に合わず、空欄となっているものです。

引き続き作業を行い、パブリックコメント実施前に再確認いただく機会を設ける予定です。

■ 目標事業量の見込みの算出の流れ



第6章 計画の推進体制

1 計画の推進

計画の推進にあたり、次のように取り組みます。

(1) 推進体制の強化

市役所庁内関係部局との緊密な連絡・調整を行うとともに、関連計画との整合性を図ります。

(2) 市民や地域との連携強化

多様化する市民ニーズにきめ細かく対応していくためには、保護者やNPOなどの各種団体との関わりが重要となることから、連携と協力関係をこれまで以上に築いていきます。

(3) 広域調整や県との連携

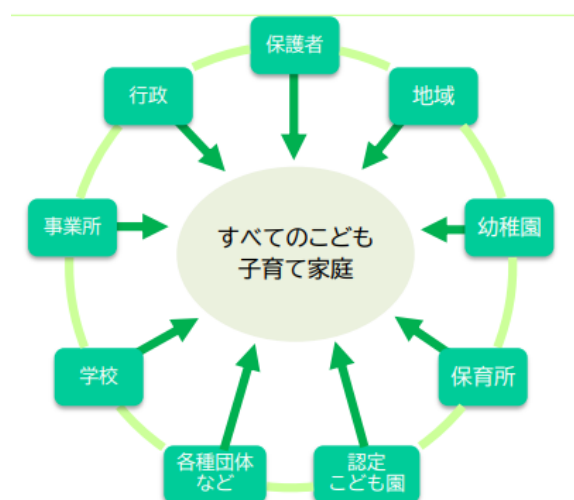
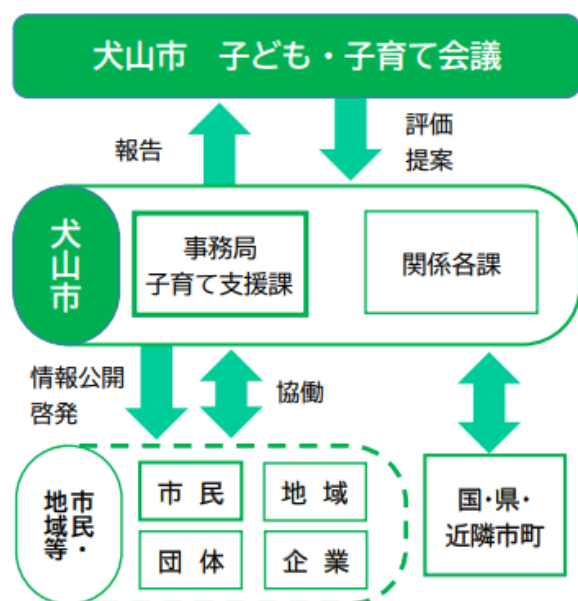
幼稚園や保育所の広域利用、障害児への対応など、市の区域を越えた広域的な供給体制が必要な場合については、近隣自治体や県と連携・調整を図ります。

2 計画の進行管理と評価

(1) 進行管理と評価体制の確立

計画の実効性を高めていくため、各施策や具体的な取り組みの進捗状況について中間年度にて点検・評価を行い、その結果を事業実施に反映します。

■ プランの推進体制



今後のスケジュールについて

令和6年11月21日（木）第2回子ども・子育て会議

- ・いただいた意見、再検討事項の反映
- ・第5章の作成

令和6年12月 6日（金）第5章を含めた素案の送付

- ・第5章を含めた素案の再確認

令和6年12月16日（月）第5章を含めた素案の意見提出期限

- ・いただいた意見の反映

令和6年12月23日（月）パブリックコメントの開始

令和7年 1月24日（金）パブリックコメントの終了

- ・いただいた意見の反映

令和7年 2月中旬 第3回子ども・子育て会議

- ・内容確定のため諮問

令和7年 3月10日（月）印刷製本の発注

令和7年 3月31日（月）計画書納品期限